

## Report 01

# 「電子マニフェスト」の率先的導入

### 1 はじめに

豊田市では、廃棄物処理法の規制強化により、大規模な不法投棄は減少しつつあります。しかしながら、不法投棄や廃棄物の不適正処理が依然として後を絶たず、社会問題となっています。

電子マニフェストは、産業廃棄物の処理を委託する排出事業者として、処理責任を確保するとともに、社会問題となっている不法投棄・不適正処理を未然に防止することを目的として構築されたシステムであり、環境省からも率先して電子マニフェストに取り組むように通知されています。

このような状況を踏まえて、豊田市では、平成20年4月1日より、市が産業廃棄物を排出する際に交付しているマニフェストをすべて電子マニフェストに変更しました。

### 2 豊田市の概要

豊田市は、平成17年4月1日、平成の大合併により、人口約40万人、面積約918平方キロメートルの都市として、新たなスタートを切りました。この合併により、市域の約7割が森林という豊かな自然に囲まれる一方で、事業所総数が約1万4千という活力ある産業都市となりました。当市は、これらの資源を生かし、魅力あふれる「水と緑の産業都市」の実現をめざしています。

表1 不適正処理の件数と対応状況の推移

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
産業廃棄物に関する苦情	93件	156件	177件	211件
行政指導件数	53件	59件	100件	114件
不法投棄処理件数	1,134件	1,030件	970件	846件
不法投棄処理量	224t	231.2t	249.8t	233.8t

### 3 豊田市の産業廃棄物の不適正処理の概要

豊田市の産業廃棄物の処理の状況等については、(表1)のとおりです。

「産業廃棄物に関する苦情」及び「行政指導件数」は増加しており、特に「行政指導件数」については、合併に伴い、約2倍に増加しました。

一方、「不法投棄処理件数」は減少傾向にありますが、「不法投棄処理量」は横ばいであることから、1件の不法投棄量が多くなっていることが分かります。

今後、産業廃棄物の適正処理に向けた取組みを、今まで以上に進めていく必要があります。

### 4 豊田市における紙マニフェスト交付状況(概算)

交付数：約10,000枚/年

主な交付施設：市役所、小・中学校、消防署、保育園・幼稚園、給食センター等

### 5 電子マニフェストに関するこれまでの経緯

平成18年1月、内閣総理大臣を本部長とするIT戦略本部で決定された「IT新改革戦略」において、平成22年度には電子マニフェスト普及率を50%とする目標が掲げられました。同年12月27日、環境省から地方公共団体や関連団体に対して、率先して電子マニフェスト導入に取り組むよう、通知が出されました。

この通知を受けて、当市も平成19年8月31日に愛知県と共催で「産業廃棄物マニフェスト制度等に係る説明会」を実施する等、市内業者に対し普及促進に努めているところです。

しかし、電子マニフェストは、「排出事業者」・「収集運搬業者」・「処分業者」の3者が制度を利用する必要があり、排出事業者の多くは二の足を踏んでいる状況にありました。

### 6 電子マニフェストの率先的導入

豊田市では、次の4つの観点から、市が産業廃棄物を排出する際に交付しているマニフェストをすべて「電子

## 豊田市 環境部 廃棄物対策課

マニフェスト」に変更しました。

### ①産業廃棄物の適正処理の推進

電子マニフェストは、紛失が無く、マニフェストの偽造がしにくく、不適正なマニフェスト登録・報告を防止できます。

### ②電子マニフェスト導入促進及び啓発

電子マニフェストは、排出事業者・収集運搬業者・処分業者の3者が制度を利用する必要がありますが、排出事業者である市が利用することにより、関連する事業者全体の導入を促進するとともに、他の事業者に対する啓発効果を図ることができます。

### ③産業廃棄物管理票交付等状況報告書への対応

管理票を交付した事業者は、その事業場を所管する都道府県知事又は政令に定める市長に管理票の交付状況を報告することになっています。この報告は、平成12年度の報告を最後に猶予されていましたが、平成18年7月に行なわれた省令改正で、平成20年度から再開されることとなりました。

電子マニフェストを利用することにより、情報処理センターが当該報告を代わって行うため、事業者自ら報告する必要はありません。

### ④法令の遵守、データの透明性、事務処理の効率化

電子マニフェストを利用すると、次のような利点があります。

- 産業廃棄物の処理状況を即時に把握、確認できます。
- 入力漏れ等のチェック機能により、人為的なミスが低減できます。
- 情報の修正は、ネットワーク上で対応できます。
- 過去5年間のマニフェストの保管義務がなくなります。
- 廃棄物の処理終了確認期限が近づくと注意喚起されます。

## 7 今後に向けて

これまでに、電子マニフェストについての説明会や、

市を含めた排出事業者に対して電子マニフェストの導入の促進と啓発に努めてきました。今後も周知を図っていくとともに、取引のある業者数の多い大手排出事業者を中心に電子マニフェストの導入を進めていくことで、多くの事業者が利用できる環境の整備に努めていきたいと考えています。

表2 豊田市の電子マニフェスト導入への経過

平成18年1月	国がIT新改革戦略で電子マニフェストの導入目標を設定
平成19年8月	排出事業者に対して、産業廃棄物マニフェスト制度等に係る説明会を実施
9月	市として、電子マニフェストを導入することを決定
10月	市役所内関係機関に対して、電子マニフェストについての説明会を実施
11月	産業廃棄物処理業者に対して通知文を送付
12月	市広報にて、電子マニフェスト導入の啓発
平成20年1月	市ホームページにて、電子マニフェスト導入の啓発
3月	庁内の情報システム内で、電子マニフェスト導入についての環境整備
4月	市から排出される産業廃棄物について、電子マニフェストを導入

この記事に関する問い合わせ先

豊田市 環境部 廃棄物対策課

TEL 0565-34-6710 FAX 0565-34-6684 e-mail [haitai@city.toyota.aichi.jp](mailto:haitai@city.toyota.aichi.jp)